リハビリ専門職派遣事業に関するQ＆A

【問合せ先】
＜事業に関すること＞
京都市介護ケア推進課
TEL：075-213-5871／FAX：075-213-5801／Mail：kaigo-2001@city.kyoto.lg.jp
＜リハビリ専門職の派遣調整・相談に関すること＞
京都市域京都府地域リハビリテーション支援センター
TEL：075-754-7128／FAX：075-754-7101

1　事例検討会について

No	質問内容	回答
1	既存の資料の他に、新たな資料の作成が必要か。	既存の資料で構いません。ただし、事前に検討事例の資料をリハ支援センターと相談し、追加資料が必要な場合は相談させていただきます。 （どのような資料で実施するかではなく、どのような視点で検討するかが大切です。）
2	個別ケースの地域ケア会議への派遣は可能か。	地域ケア会議への派遣は不可とします。
3	法人内での事例検討会等、地域包括支援センター等の職員だけでなく、他の事業所職員も出席する検討会でも、事業の対象となるか。	地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が主催する介護予防ケアマネジメントの事例検討会であれば、事業の対象となります。他にどのような参加者がいても構いません。
4	開催場所に規定はあるか。また、オンラインでの事例検討会も事業の対象となるか。	開催場所に規定はありませんが、集合開催の場合、リハビリ専門職の活動範囲は京都市内に限りますので、京都市内の会場への派遣に限ります。 また、オンラインで事例検討会を実施した場合も本事業の対象としています。その場合、参加者の居場所は問いません。

2　アセスメント訪問について

No	質問内容	回答
1	アセスメント訪問の対象となるケースとは。	ケアプランの作成及び見直しに当たり、利用者の身体状況や生活状況等を聞き取るため、利用者宅を訪問するものが対象となります。
2	アセスメント訪問は初回訪問に限られるのか。	初回訪問に限らず、どのタイミングのアセスメント訪問でも構いません。
3	退院支援や家屋調査を兼ねた相談は可能か。	可能です。ただし、退院支援の場合は、以下の点に留意してください。 ・入院先への訪問はできません。訪問が可能なのは、対象者の自宅に限ります。一時帰宅時等、対象者が在宅しているタイミングが想定されます。 ・入院先の病院等に所属するリハビリ専門職等が、業務の一環として対応できる場合は、当事業の活用は想定されていません。なお、必要性に応じて可能と判断することもありますので、リハ支援センターに御相談ください。

３　事例検討会・アセスメント訪問共通

1	事例は地域課題が見いだせるもの、リハビリ関連が検討できるものなどに限定されるのか。	事例やテーマは限定しておりませんので、相談したい事例で結構です。 なお、新人や経験の浅い職員がケアマネジメントについて相談できる場であれば、より望ましいです。 ただし、当事業が利用可能とする事例とは、「ケアマネジメントの質の向上」を目的とするものです。例えば、処遇困難事例を基にケアマネジメントの中身を考えるための検討会であれば事業の活用は可能ですが、事例の問題解決のために、関係機関も含めたケース会議やサービス担当者会議の場への派遣、訪問相談は対象となりません。
2	要介護認定申請中（事業対象者の資格なし）のケースは対象となるか。	対象は、事業対象者及び要支援者、又は要支援認定が見込まれるケースです。
3	居宅介護支援事業所に委託（再委託）しているケースで事例検討会又はアセスメント訪問を実施する場合の留意点は。	居宅介護支援事業所に委託（再委託）しているケースで実施する場合、助成金の申請ができるのは地域包括支援センターに限ります。そのため、委託（再委託）のケースで実施する場合でも、主催は地域包括支援センターとなるため、担当している居宅介護支援事業所のみでなく、地域包括支援センターの同席が必要です。
4	指定介護予防支援事業者でない指定居宅介護支援事業者が担当するケースは事業の対象となるか。	事業の対象となるのは上記３－２・3に回答のとおりです。 指定介護予防支援事業者でない指定居宅介護支援事業者が担当するケースの場合、要支援認定見込みでない要介護者の事例検討会及びアセスメント訪問は対象外となりますが、区分変更等により、要支援認定見込みで、地域包括支援センター等に引き継がれる予定の場合は対象とします。（その場合、結果要支援認定にならなかったとしても差し支えございません。） なお、要介護者の事例については、リハ支援センターにおいて、介護支援専門員等に対する技術的支援の目的でリハビリテーションの助言相談や、従事者支援のための訪問相談を行っていますので、リハ支援センターに御相談ください。
5	派遣を希望するリハビリ専門職は、元々ケースの支援に関わっている者であっても構わないか。	サービス提供者として事例に関わっている場合や、職能団体から報酬を得る場合は、助成の対象となりません。 ただし、上記の場合を除き、同法人内に所属している等を理由に、特定のリハビリ専門職の派遣を希望することは可能です。（調整により、御希望に添えない場合があります。）
6	派遣されるリハビリ専門職の職種等は相談できるのか。	相談は可能ですが、調整が必要となります。 また、当事業で派遣可能な職種は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士となります。 要望がある際は、京都市域京都府地域リハビリテーション支援センターへ御相談ください。
7	まだ計画中で決まってはいないが、相談は可能か。日程や内容などがはっきり決定してからがよいか。	計画中の段階であっても、相談いただいて構いません。 ただし、調整の関係がありますので、日程が決まって依頼する場合は早めに御相談ください。（「毎月第○ △曜日」と定例であれば、調整しやすくなります。）

４ 助成について

No	質問内容	回答
1	謝礼金額の設定はどのようにすればよいか。 また、助成金の使い方に規定はあるか。	法人の規定に基づいて地域包括支援センター等が定めた金額で構いません。 ただし、京都市から地域包括支援センター等への助成金額（1回あたり6，710円（税込））は変わりません。 助成金の使い方についても、各法人又は事業所の規定に基づき、適正に取り扱ってください。
2	リハビリ専門職には、何回来てもらってもよいのか。月2回でも助成金の申請をしてもよいか。	リハビリ専門職の派遣はひと月に何度行っても構いません。ただし、各地域包括支援センター等への助成は、原則各年度12回分（月1回程度を想定）を限度とします。
3	他の地域包括支援センター等と合同で事例検討をする時は、請求はどうなるのか。	どちらかの地域包括支援センター等が、代表して請求してください。
4	コーディネーター（京都市域京都府地域リハビリテーション支援センター）と派遣されるリハビリ専門職の2名が来る場合、2名分支払う必要があるか。	月1回、1人の費用を助成することを想定しています。コーディネーターの派遣は京都府の委託事業であるため、コーディネーターが同席する場合は、コーディネーター分の費用は不要です。 それ以外に、関連する圏域内のリハビリ専門職が数名出席する場合があります。この場合も派遣者の内1名を京都市域京都府地域リハ支援センターが指定しますので、その方にのみお支払いください。
5	同一日に複数事例の事例検討会又はアセスメント訪問を実施した場合の助成件数はどうなるのか。	事例検討会の場合、1日に複数事例の検討会を行っても助成件数は1件とします。アセスメント訪問の場合は、訪問件数分を助成対象とします。
6	助成が適応されるのは、謝礼に係る費用だけか。	本市からの助成金は、謝礼に係る以外の費用も含めて構いません。例えば、お茶代などの費用も含めて差し支えありません。 ただし、京都市から地域包括支援センター等への助成金額（1回あたり6，710円（税込））は変わりません。
7	助成金の支払いは、地域包括支援センターを介さずに、京都市から直接、派遣されたリハビリ専門職に支払うことはできないのか。	本事業は、地域包括支援センター等が自主的に開催する、ケアマネジメントの質の向上を目的とした取組み（事例検討会及びアセスメント訪問に限る。）に対する助成金であるため、助成を受けるのは地域包括支援センター等になります。そのため、事業の目的上、本市から直接、派遣されたリハビリ専門職に助成金を支払うことはできません。
8	助成金の申請は、実施した都度行うのか。	申請は年度で2回行います。半期毎に介護ケア推進課から地域包括支援センター等に実績照会を行います。その際に第1～4号様式に必要事項を記載し、メールにて提出してください。